

平戸市監査公表第 15 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告(公表)します。

令和 8 年 5 月 26 日

平戸市監査委員 大浦 雄二
平戸市監査委員 首藤 毅彦



第 1 監査の対象及び監査の期間

公益社団法人 平戸市シルバー人材センター 令和 8 年 1 月 22 日

第 2 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査

2 監査の対象とした事項

令和 5 年度及び令和 6 年度事業のうち、平戸市からの補助金や委託料及び指定を受けた公の施設の管理事業に関する出納その他の事務の執行状況について

第 3 監査の方法

今回の監査は平戸市監査基準(令和 2 年 4 月 1 日施行)に準拠し、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

- 1 施設は関係法令(条例を含む)の定めるところにより適切に管理されているか。
- 2 契約等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- 3 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他事業との会計区分は明確になっているか。
- 4 公の施設に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。

第 4 監査の結果

監査の対象とした令和 5 年度及び令和 6 年度の事務事業の執行については、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。
意見は次のとおりである。

＜参考＞監査等の結果の区分と基準

区 分	基 準
勸 告	指摘事項のうち、公務の執行や信頼性等に大きな影響を及ぼすため、特に措置を講ずる必要があると認められるもの
指摘事項	・法令、条例、規則等に違反していると認められるもの ・予算を目的外に支出していると認められるもの ・事務処理等が著しく適正さを欠いていると認められるもの ・経済性、効率性、有効性の観点から問題があると認められるもの ・前回までの指導事項で是正の努力がなされていないと認められるもの
指導事項	指摘事項のうち、軽微な誤りであり、今後、是正又は改善が必要と認められるもの
意 見	監査等の結果に添えて、組織及び運営の合理化に資するために、改善、検討などを促し、又は注意を喚起することが必要であると認められるもの

【意見】

1. 会員拡大について

定年退職後の再雇用や就業人口の減少に伴う定年延長など、高齢者の就業形態の変化に伴い、シルバー人材センターにおいては、新規会員の確保が難しくなっているものと思われる。しかしながら、年々減少傾向にあった会員数は、令和7年度には6名増加している。また、令和8年1月に開催された入会希望者説明会においても4名の参加があったとのことであり、就業意欲のある高齢者は一定数存在すると推測できる。

会員拡大にあっては、広報誌やホームページによる広報活動は当然のことながら、令和7年度の事業計画に掲げる「会員によるひとり一会員入会活動」が適した方法と思われるため、仕事をしたいシルバー世代の掘り起こしと、活躍の場所の確保に努められたい。

2. 就業機会の拡大について

ワンコインまごごろサービス事業は、在宅のひとり暮らしの高齢者等が、簡易な困りごとの支援をワンコイン（100円）で利用できるもので、市から受託し行っている。利用者の買物やゴミ出しなどの代行が主なものであるが、令和6年度の利用実績は1,681件で、前年度より290件と大きく増加している。

高齢者が、住み慣れた地域で生活していくための支援として、非常に良いサービスであり、事業計画に掲げる「会員によるひとり一仕事開拓」を踏まえ、会員自らが地元での口コミ等により利用者を拡大することで、就業機会の拡大に努められたい。